

## 第5 県内で特に必要とされる措置

本計画の第1から第3に掲げる基本構想、規模の目標、必要な措置を基本としながら、計画の実効性を確保することを目的に、本県にとって特に必要とされる措置について、以下の調整方針を詳述する。

### 1 広域的な調整を必要とする土地利用に係る方針

#### (1) 広域的な視点による地域振興策の策定

大都市へ都市機能が過度に集中するこれまでの都市形成から、県内各地に産業や公共施設、生活関連施設などをバランスよく配置し、市町村を越えた広域的な相互補完により地域全体として都市機能や居住環境の快適性を高めるネットワーク型の地域づくりを目指し、筑後ネットワーク田園都市圏構想や京築連帯アメニティ都市圏構想のような広域的な地域振興策を策定・実施する。

#### (2) 広域的な産業拠点の配置・誘導

空港や港湾などの物流拠点の機能充実や、それらへアクセスする高速道路、幹線道路の整備を図るとともに、物流面での利便性が高い高速道路のインターチェンジや幹線道路の周辺地域において産業拠点の整備を促進する。また、産業拠点の配置・誘導に関しては、工業系の用途地域や低未利用地などを優先する。なお、農用地などの土地利用転換を伴う場合は、地域農業や周辺地域の環境などに十分配慮する。

#### (3) 広域的な大規模集客施設の立地誘導

大型商業施設、公共施設などの大規模集客施設の立地については、「福岡県大規模集客施設の立地ビジョン」の土地利用方針により、「広域拠点」及び「拠点」への誘導を基本とする。

周辺の市町村に影響を及ぼすと考えられる概ね床面積の合計が1万㎡以上程度の商業娯楽系施設や、国・県が整備する公共施設などの立地については、各市町村や県民の意見に配慮しつつ、広域から多くの人が集まり、公共交通によるアクセスが確保されている「広域拠点」への誘導を図る。

#### (4) 広域的な景観形成

良好な景観は、県民に安らぎとうるおいを与えるとともに、地域の魅力を高めるための重要な要素である。

市町村を越えるような広域的な景観形成については、筑後地域において進めている「筑後景観憲章」や「矢部川流域景観テーマ協定」のように、県や関係市町村、国の関係機関、地域団体、NPOの多様な主体が参画し広域景観の基本方針を定め、景観法による景観計画の策定や景観地区の指定などに繋げるとともに、多様な主体が連携するパートナーシップによる景観づくりを推進する。

## 2 市町村ごとの土地利用に係る調整方針

### (1) 産業の活力を支えるための土地利用の方針

工業団地の立地誘導に当たっては、工業系の用途地域や低未利用地などへの誘導を優先する。なお、農用地などの土地利用転換を伴う場合は、地域農業や周辺地域の環境などに十分配慮する。

産業用地の計画的整備及び供給体制を形成するため、市町村の団地計画の策定指導を行うとともに、市町村との連携を図り、許認可などの手続きの円滑化・迅速化に努める。

### (2) 都市の活力を支えるための土地利用の方針

立地の影響が一つの市町村の範囲内にとどまる程度の概ね床面積の合計が1万㎡以下程度の商業娯楽系施設や公共施設などの立地については、各市町村や県民の意見に配慮しつつ、「福岡県大規模集客施設の立地ビジョン」の土地利用方針により、「拠点」への誘導を図る。

また、各市町村に対しては中心市街地の活性化に向け、地域特性を活かした基本計画の策定などに対し適切に助言を行う。

### (3) 中山間地域の活力を支えるための土地利用の方針

中山間地域は、生物多様性の確保、豊かな自然環境や美しい景観、国土保全機能をはじめとした農業・森林の有する多面的機能が県民全てに享受されるなど、県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた産業基盤の整備や良好な生活環境を整備する必要がある。特に、農業については、担い手への農作業の集約化、集落営農組織の法人化、中山間地域の気候を活かした棚田米など特色ある農産物や加工品づくり、NPOやまちづくり団体、地域住民などの多様な主体による地域ぐるみのグリーンツーリズム等を促進して活性化を図る。林業については、林道の整備や森林施業の共同化・集約化、高性能林業機械の導入などを促進して活性化を図る。生活環境の整備については、情報通信インフラの整備を積極的に推進する。

また、拡大傾向にある耕作放棄地については、一筆ごとに調査を実施し、現状に応じて営農が再開できる土地及び当面保全管理すべき土地と、森林、原野化してい

るなど農用地に復元することが困難な土地に区分し、前者と区分された土地については、農業生産基盤の整備や市民農園、放牧利用など各種施策の活用により有効利用を促進し、後者と区分された土地については、林地として利用するなど、耕作放棄地の解消に努める。

荒廃した森林の再生については、森林環境税を活用し、県民共有の財産である森林を健全な状態で次世代へ引き継ぐために、間伐などの森林整備を積極的に実施するとともに、森林を社会全体で守り育てる気運の向上を図るために、県民参加による森林づくりを推進する。また、公益上特に重要と認められる森林については、公的に取得したうえで健全な状態に再生し保全する。

さらに、地域の活力を維持し、魅力ある地域としていくため、都市部との二地域居住など、地域振興施策との連携による多様な住まい方を選択できる取組等を行うことにより、地域定住を促進する。

#### **(4) 良好な景観形成を支えるための土地利用の方針**

各市町村の都市部、農山漁村部における良好な景観を保全・形成するため、市町村が景観法による景観行政団体として景観計画の策定や景観保全に関する条例の制定を行うなど、景観行政を積極的に展開することを促す。

#### **(5) 市町村計画の策定に係る調整方針**

市町村計画の策定に係る協議に当たっては、地域の実情に応じた施策を助言するとともに手続きの簡素化に努める。

### **3 県土利用に関する地理情報の整備**

各種の土地利用に係る規制や計画図などの地理情報を整備し、円滑な活用を図る。

また、市町村計画の策定に当たっては、図面情報を積極的に提供するなど、計画策定を支援する。